

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

北海道における若者・女性等の就業・創業・働き方改革支援プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道

3 地域再生計画の区域

北海道の全域

4 地域再生計画の目標

北海道においては、全国と比べ厳しい雇用環境にあることから、労働者にとって仕事と生活の両立が課題となっている。企業は、人材確保が困難な状況となっており、生産性向上、子どもを産み育てやすい職場環境整備、質の高い労働者（若年者、女性等）の確保を図るため働き方改革が急務となっている。

首都圏等で働く若者のうち約3割が地方への定職を希望しているとのデータがあるが、本道の企業等は中小企業が大半のため道外での知名度が低く、経営基盤も脆弱なため、道外U・Iターン希望者への道内求人情報の発信が不足おり、道内においては、都市部への人口流出による労働力不足や新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率が全国平均を大幅に上回るなど若年者の早期離職の傾向が顕著となっている。

また、全国的に女性や若者の起業希望者が増加傾向にあるが、北海道の近年の開業率は平成18年頃をピークに年々減少傾向にあり、起業しようとする女性や若者に対する支援が特に必要となっている。

このため、今後、産業人材の不足を改善し、地域経済の維持・発展を図っていくため、若者・女性の地元就職や職場定着、創業機運の醸成と併せ、働き方改革をはじめとした雇用環境の改善をはかり、地域産業を担う若者・女性の活躍と確保を通じ、持続的な地域経済の活性化を図るとともに、更なる雇用を生み出し、定住人口の増加につなげる好循環サイクルの創出を目指すものである。

【数値目標】

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
若者の就業率	74.1%	74.7%	75.4%
新規学卒者の道内就職割合	76.3%	77.5%	78.8%
年間総労働時間	2020時間	2013時間	2006時間

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

人口流出が進む若者・女性の地域定着、首都圏等からの環流、創業を促進するとともに、就業環境の整備など働き方改革をワンストップで行う拠点を設置することにより、地域産業を担う人材の活躍と確保を総合的に支援する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

北海道

2 事業の名称及び内容：若者・女性の就業・創業・働き方改革支援事業

働き方改革を進めるため、普及啓発の実施や包括的な支援をワンストップで行う北海道働き方改革包括支援センター（仮称）を設置し、企業の労働環境の改善に向けた働き方改革プランの策定を支援するなど、本道における雇用環境の改善に取り組むとともに、道外の若者を呼び込み・呼び戻すための大都市圏での就職説明会の開催やスマートフォン等から利用可能な求人・求職情報マッチングシステムの構築、若者の離職防止と定着促進を図るための研修会・相談会・就職活動応援フェア（仮称）の開催や実態調査の実施、若者・女性の創業を支援するための起業塾・相談会の開催や地域起業サポートネットワーク、地域メンター登録制度の実施など、各種の施策を組み合わせ、質の高い人材の確保・定着と雇用の安定化を図る。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

- ・国、道、札幌市、経済団体、労働団体などで構成する「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」（地域働き方改革会議）に金融機関を加えた官民協働での推進体制と各地域毎に振興局、市町村、ハローワーク、商工・産業団体教育機関を含め設置する「地域しごと創造協議会」等との連携を図る。

【地域間連携】

- ・働き方改革において、道内で最も企業数の多い札幌市との連携を図り、企業への普及啓発や改革に取り組む企業情報や改善事例を共有しながら効果的に事業を推進する。
- ・14地域毎に市町村、関係団体等の参画により設置する協議会における就業促進と情報共有化を図る。

【政策間連携】

- ・働き方改革による雇用環境の改善、若者・女性の就業・定着支援、創業支援を効果的に行うとともに、道外の若者等へ道内企業の求人情報を発信するな

ど、各事業を総合的に推進することにより、本道の魅力ある雇用環境が構築され、質の高い人材の確保等につながる。

【自立性】

- ・働き方改革プラン事例の蓄積による業界ごとのモデルの構築及び地域における自立した就業・定着支援の実施

4 重要業績評価指標(KPI)及び目標年月

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
若者の就業率	74.1%	74.7%	75.4%
新規学卒者の道内就職割合	76.3%	77.5%	78.8%
年間総労働時間	2020時間	2013時間	2006時間

5 評価の方法、時期及び体制

毎年度、道が実施する政策評価制度を活用し、今年度の取組、課題、今後の方向性等を整理した上で、産官学金労言等で構成する「北海道創生協議会」において評価・検証を行う。

6 交付対象事業に要する費用

- ①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
 - ・総事業費 288,619千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3カ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

道が実施する政策評価制度を活用し、当該年度 of 取組、課題、今後の方向性等を整理した上で、産官学金労言等で構成する「北海道創生協議会」において評価・検証を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

北海道創生総合戦略に掲げる重要業績評価指標（KPI）の達成状況について、毎年度10月（平成29年度のみ5月）に評価

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

北海道が「北海道創生協議会」における評価終了時点で北海道のホームページにより公表を行う。